

KSK 湘南ふくしネットワーク オンブズマン(新聞) 広報59号

編集責任者: NPO 法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン 相川 裕
事務所: 〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階
電話・FAX: 0467-85-6660 直通電話 090-4937-4904 定価 30 円
ホームページ: <http://www.npo-snet.com> eメール: info@npo-snet.com



特定非営利活動法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン 主催 「法人後見担当者養成研修」開催のお知らせ

～ 来たれ! **熱いハート** と **軽いフットワーク**の方 ～

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどで、判断力に不安のある方が、自分らしく安心して暮らしていくことを支える制度の一つです。

私たち特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマンでは、弁護士などの専門職と市民が手を携え、法人として成年後見人等を受任し、常にご本人の声を聴き、ご本人の立場に立ち、ご本人の最善の利益を考え、寄り添って、その人らしく生きてゆくことを支える後見活動を行っています。

また、茅ヶ崎市からの委託で行っている「成年後見支援センター」には、年間延べ450回近くの相談が寄せられています。

そこで、私たちが行っている法人後見活動を知っていただき、この活動にご参加いただきたく、下記のように研修会を開催いたします。

皆様のご参加をお待ちしております!!

日時 : 2020年6月14日(日) 10:30~17:30

場所 : ラスカ茅ヶ崎 6階ホール
(茅ヶ崎駅 改札前のビル)

内容 : 成年後見制度と当法人による後見活動

資料代 : 500円

定員 : 30名(先着順)

申し込み : お名前 ご所属 ご連絡先を明記の上、

FAXにてお申し込みください。

電話でもお受けできます。

TEL/FAX 0467-85-6660

湘南ふくしネットワークオンブズマン事務所



法人後見活動報告 (HさんとSネットとのお話)

S ネットではご本人の想い(WISH)や希望を尊重し、できるだけその人らしい生活や自己決定を支援するために、身上保護(身上監護)に力を入れた法人後見活動をおこなっています。

13年間にわたるHさんとSネットとの関わりを様々なエピソードを交えながらシリーズでお伝えしていきます。2003年にSネットが法人で任意後見監督人としてHさんの任意後見人を監督することになりました。その後、任意後見人の辞任により、SネットはHさんとそれまで関わりがあり、よくわかっている第三者であったので、2013年、任意後見人による任意後見契約解除申し立ての後、家庭裁判所から成年後見人に選任されました。2017年1月にHさんがお亡くなりになってからも身寄りがなかったために、最期のお見送りや納骨までおこないませんでした。このシリーズを見ていただくことで、Sネットの法人後見活動についておわかりいただけると思います。

1 オンブズマン活動での出会い

K特別養護老人ホームにHさんは入所されていました。オンブズマンとして2名で月1回Kホームを訪問して初めてHさんにお会いしました。Kホームでは寝たきりやお話の出来ない方も多かったのですが、Hさんはお話が好きで、コミュニケーションが取れる方のお一人でした。信頼関係が出来始めると、ご自分がお転婆で木登りをしていた子ども時代のこと、大好きだったお父様とのこと、趣味の登山のこと、外に行きたい希望など、食堂や居室でいろいろとお話してくださいました。Hさんからお話を伺うことはオンブズマンとしても楽しい時間でした。

オンブズマンは皆さんとお話をした後に、施設担当者や気付いたことや利用者から言われたことなどについての話し合いの場があります。ホームとしてどのような外出計画があるのか?個別で対応しているのか?また一時期、Hさんが「物を盗られた」など被害妄想のような発言があった時には、事実確認やHさんの認知力の低下について施設に確認したこともありました。

2 家庭裁判所からの依頼

2003年の夏、Sネットの事務所に横浜家庭裁判所から電話が入り、茅ヶ崎市民であるHさんの任意後見監督人にSネットを選任したいがどうかとお尋ねがありました。「法人の会議で審議して結果をお知らせしますが、報酬は頂けるのでしょうか?」と質問すると、「財産状況が厳しいので報酬は出せません。Sネットは報酬無しでやっていると聞いている。」と言われました。その時期Sネットは2000年にできた成年後見制度で、自然人しか受任できなかった後見人に加えて法人も後見人になれるようになったので、法人での後見活動の『在り方』を体験的に模索したいということもあって、報酬申し立てをせずに後見活動を行っていました。(後に年金を復活する等財産を確保して報酬の申し立てをしました)

会議では、Hさんは、オンブズマンが訪問している施設の利用者さんで知っている間柄であり、Hさんの権利を守るために必要と判断し、受任の意向を伝えたのでした。



3 任意後見人との初めての打ち合わせ

2003年の秋、初めて任意後見人である専門職のWさんにお会いして、これまでのHさんの生活状況や現在の状況、任意後見契約をおこない、Hさんの判断能力が衰えたことで家庭裁判所に監督人選任の申立てをするまでの経緯、任意後見人としての仕事の内容(代理権)などについて説明を受けました。

私たちもオンブズマンとしてHさんを知っていましたので、財産管理のチェックだけではなく、身上監護面でHさんに必要と思われることは伝えていきたいと任意後見人に言いました。

4 任意後見監督人としての活動開始

任意後見監督人の活動は、3か月に1回任意後見人から財産や収支の内容、本人の状況についての報告を受け、1年に1回、家庭裁判所に監督人であるSネットから報告書を提出することでした。オンブズマンとしてHさんに月1回お会いしてお話も伺い、施設の対応も見ていましたので、任意後見人から報告されるHさんの状況はよくわかりました。SネットからもHさんが帰宅願望を持っていらしたことが、どうしたらKホームでの生活が少しでも満足していただけるのか、任意後見人に伝えることもありました。

5 オンブズマン契約の終了とその後の活動

2005年にKホームとオンブズマン契約が終了してしまい、オンブズマンとしての訪問、施設職員との話し合いはなくなっていました。そこでHさんへの面会は任意後見監督人として3ヶ月に1回、定期的におこないました。その際、普段の様子や介護の状況、体調を聴き取り、疑問点については職員に確認しました。

Hさんは私たち担当者の訪問を喜んで下さり、ある時は近くに住む友人と一緒にご散歩したり、幼友達と思われたりもしながら、お元気な時に登られた山のお話し、ご両親のお話し、よく映画の撮影を見に京都まで行った話しなど共に過ごせる時を楽しみながら何度も繰り返し聴かせていただきました。

HさんはKホームのお食事をあまり好まれず、甘い物とお刺身とお肉がお好きだったので、そのことを任意後見人に伝えました。嚥下には問題もなかったため、任意後見人からお刺身とお肉の特別食の継続的な提供をKホームにお願いして下さったこともありました。



〈任意後見監督人としての活動のまとめ〉

任意後見監督人の仕事は、任意後見人に対して適正な財産管理や事務がおこなわれているかを監督して、それを家庭裁判所に定期的に報告することです。

私たちSネットでは任意後見監督人に選任される前から、オンブズマンとしてHさんとお話をして信頼関係を築き、ご本人の想いや希望などを聴きとっていました。また身体状況なども施設職員から伺っていました。

任意後見監督人になってからも施設を定期的に訪問していただきましたので、任意後見人が3か月に一度報告する内容については理解しやすく、常に法人全体の会議で議題



にして話し合い、私たちからもご本人の思いなどを任意後見人に伝えました。その為、Hさんが希望することの為にご本人のお金を使うような活動を、任意後見人にしていただくこともできたと思います。任意後見監督人として2003年8月より2013年3月まで約10年間、無償でしたが心を込めた丁寧な活動ができたと思います。

(「HさんとSネットとのお話」は次号に続きます)

<任意後見制度早わかり>

◆任意後見契約とは?

まだしっかりと自分で判断できるうちに、自分の判断能力が衰えてきた時に備えて、あらかじめ任意後見人を誰にするのか、財産管理や身の回りのことについてその人に何を支援してもらうか、自分で決めておくことができます。

その内容について、公証役場で公正証書を作成します。

「誰に」「どんなことを頼むか」自分で決めておくことで、将来にわたって自分の希望する暮らしを実現させる方法のひとつです。

◆任意後見監督人とは

任意後見人の支援活動が適正におこなわれているかどうかを監督(チェック)する人や団体のことをいいます。

任意後見監督人は、任意後見契約を結んですぐに選任されるのではなく、本人が認知症などによって判断能力が不十分になり、実際に任意後見が開始される時点で、家庭裁判所に申し立てをおこなってはじめて選任されます。

家庭裁判所は任意後見監督人の選任申し立てを受けたら、本人にとって適切であると判断した人を任意後見監督人に選任します。

なお、任意後見監督人に選任されるのは個人ではなく、法人である場合もあります。

詳しいことは成年後見支援センター(月・水・金 10時~17時)にいらしてください。説明いたします。

予約制になります。

(成年後見支援センターの対象は茅ヶ崎市民です。

同封のWISH!をご参照ください)



賛助会員 入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

◇賛助会員 ・個人 年額 一口 1,000円(一口以上)

・法人 年額 一口 5,000円(一口以上)

◇ご入会の方法: 郵便為替書により下記口座へ会費をお振込みください

郵便振替口座番号: 00210-9-75496

口座名義人: NPO 法人 S ネットオンブズマン

